

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

1 ごみの排出の状況

(1) 計画区域

敦賀市全域とする。

(2) 敦賀市のごみの発生量見込み

区 分		発 生 量	合 計
家庭系及び 事業系ごみ	燃やせるごみ	15,810 t	21,600 t
	資源ごみ	980 t	
	ビン	340 t	
	ペットボトル	140 t	
	小型複合ごみ	110 t	
	水銀含有ごみ	30 t	
	粗大ごみ	2,630 t	
	スプレー缶・ライター類	30 t	
	埋立ごみ	200 t	
	古紙類（ステーション回収）	400 t	
	古紙類（集団回収）	400 t	
	古紙類（自己搬入又は申込み制戸別収集方式（以下「戸別収集」という。）	250 t	
	魚腸骨	280 t	
し 尿	生し尿	2,140 k l	13,550 k l
	浄化槽汚泥	11,410 k l	

(3) 美浜町との一般廃棄物共同処理について

敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に基づき令和4年4月1日より美浜町と一般廃棄物の共同処理を行っている。美浜町の一般廃棄物のうち、敦賀市の一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物について、処理をする。

美浜町から搬入されるごみの発生量見込み

区 分		発 生 量	合 計
家庭系及び 事業系ごみ	燃やせるごみ	2, 2 0 0 t	2, 7 7 1 t
	資源ごみ	1 3 0 t	
	カン	1 5 t	
	ビン	2 5 t	
	ペットボトル	2 5 t	
	小型複合ごみ	1 5 t	
	水銀含有ごみ	4 t	
	粗大ごみ	3 0 0 t	
	スプレー缶・ライター類	2 t	
	埋立ごみ	2 5 t	
	古紙・古布（自己搬入等）	3 0 t	

2 ごみの排出抑制及び資源化

(1) ごみの排出抑制の方策

施 策	内 容
啓発・環境学習の充実	市民及び事業者のごみに対する意識啓発のための学習会（出前講座）を開催するとともに、広報紙、ホームページ等の各種媒体を活用した、広報及び啓発を実施する。 小学生の施設見学受入れ及びごみに関する壁新聞コンクールを実施する。
マイバッグ持参の推進	レジ袋の削減に向けた取組に関する協定（平成23年4月1日締結）に基づき、事業者及び市民団体と協働してマイバッグ持参を呼びかけ、レジ袋の削減を図る。

(2) 資源化の方法及び量

ア 排出前の資源化量

区 分	内 容	資源化量
集団回収	地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励補助金を交付する。	400 t

イ 排出（収集）後の資源化量

区 分	内 容	資源化量	
リサイクル展の開催	ごみとして排出された家具等で、再利用可能なものを希望者に提供する。	—	
金属類回収	粗大ごみ及び小型複合ごみを破碎選別し、鉄類を回収し、資源回収業者に引き渡す。	440 t	
資源物収集	資源ごみを選別した後、圧縮し、又はカレット化し、資源回収業者に引き渡す。	スチール	80 t
		アルミ	110 t
		プラ燃料	150 t
	圧縮後、資源回収業者に引き渡す。	ペットボトル	90 t
	資源回収業者に引き渡す。	ビン	390 t
		スプレー缶・ライター類	35 t
		古紙類（ステーション回収）	400 t
古紙類（自己搬入又は戸別収集）		280 t	
廃家電	廃家電を選別し、市外の工場資源化物を回収する。	30 t	
小型二次電池	小型二次電池再資源化推進センターで資源化する。	0.1 t	
水銀含有ごみ	野村興産イトムカ鉱業所で資源化する。	35 t	

3 ごみの種類、分別区分等

(1) 市が処理するごみ

区 分		種 類
1 0 分 別	燃やせるごみ	生ごみ、紙・衣類、ゴム・皮革類等（大きさ 60cm 以内） 木屑類等（長さ 30cm、厚さ 3cm 以内）
	資源ごみ	金属類、プラスチック類等（25cm 以内）
	ビン（透明・茶色・その他 色付の3分類）	食品用空ビン、清涼飲料水空ビン等
	ペットボトル	ペットボトル容器
	小型複合ごみ	小型電気製品（注1）、木製品、籐製品等
	水銀含有ごみ	蛍光管、乾電池、鏡、水銀体温計等
	スプレー缶・ライター類	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター等
	粗大ごみ	電気製品（注2）、家具、寝具、敷物類等
	埋立ごみ	せともの、再生できない空ビン、ガラス類、電球等
古紙類	新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ	

注1：特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（以下「家電リサイクル法対象品」という。）及びパーソナルコンピュータを除いた電気機械器具であって市指定ごみ袋に入るものをいう。

注2：小型電気製品、家電リサイクル法対象品及びパーソナルコンピュータを除いた電気機械器具をいう。

(2) 市指定ごみ袋の区分

区 分		規格(mm)	材質	色
家庭系	燃やせるごみ	800×650×0.03 600×500×0.03	低密度ポリエチレン	赤色透明
	資源ごみ	800×650×0.03	低密度ポリエチレン	無色透明
	ペットボトル	600×500×0.03	低密度ポリエチレン	無色透明
	小型複合ごみ	800×650×0.05	低密度ポリエチレン	青色透明
事業系	燃やせるごみ	1,000×900×0.05 800×650×0.05	低密度ポリエチレン	緑色透明
	資源ごみ	1,000×900×0.05 800×650×0.05	低密度ポリエチレン	黄色透明
	ペットボトル	1,000×900×0.03 800×650×0.03	低密度ポリエチレン	黄色透明

4 ごみの処理主体及び処理方法

(1) 家庭系ごみ

区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
燃やせるごみ	委託	市 (敦賀市清掃センター)	焼却	市	埋立	
資源ごみ			選別・減容	民間業者	資源化	
ビン			一部焼却	市	埋立	
ペットボトル		委託	選別	民間業者	資源化	
小型複合ごみ		許可	市 (敦賀市清掃センター)	破碎後資源物回収、 一部焼却	指定法人	資源化
粗大ごみ					市	埋立
水銀含有ごみ		排出者	委託	水銀回収	民間業者	資源化
スプレー缶・ライター類					委託	民間業者
埋立ごみ			—	—	市	埋立
古紙類			委託	選別、圧縮梱包	民間業者	資源化

委託：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2第6項の規定による委託を受けた者
許可：法第7条第1項の許可を受けた者

家庭系ごみは、10分別収集により、減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては、市指定ごみ袋(家庭系)による排出の厳守及び分別区分への適正排出の徹底などにより、いっそうの適正処理に努める。

(2) 事業系ごみ

区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可 排出者	市 (敦賀市清掃センター) 委託	焼却	市	埋立
資源ごみ			選別・減容 一部焼却	民間業者	資源化
ビン			選別	市	埋立
ペットボトル			圧縮	民間業者	資源化
粗大ごみ		市 (敦賀市清掃センター) 委託	破砕後資源物回収、 一部焼却	市	埋立
水銀含有ごみ		委託	水銀回収	委託	資源化
スプレー缶・ライター類		委託	選別	民間業者	資源化
埋立ごみ		—	—	市	埋立
魚腸骨		化製場	飼料、肥料化	化製場	資源化

委託：法第6条の2第6項の規定による委託を受けた者

許可：法第7条第1項の許可を受けた者

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者等を活用して、積極的に再資源化に取り組むこととする。自らが処理できない場合は、排出者が自ら運搬又は市指定ごみ袋（事業系）による排出を厳守の上、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して、敦賀市清掃センター又は処理業者で処理するものとする。

なお、魚腸骨については、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に排出者が委託して、収集運搬及び処理（資源化）するものとする。

(3) し尿

区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可	市 (敦賀市衛生処理場)	夾雑物除去・希釈	市 (天筒浄化センター)	下水道放流

許可：法第7条第1項の許可及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けた者

5 ごみの処理計画

(1) 収集運搬計画

ア 収集運搬する家庭系ごみの量、収集回数及び方式

区 分	搬入量 (t)	収集回数	収 集 方 式
燃やせるごみ	10,540	週2回	ステーション方式(市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
資源ごみ	650	週1回	ステーション方式(市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
ビン	230	月1回	ステーション方式(コンテナ)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
ペットボトル	90	週1回	ステーション方式(市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
小型複合ごみ	110	年6回	ステーション方式(市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
水銀含有ごみ 粗大ごみ	1,770	年6回	ステーション方式(透明袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
スプレー缶・ ライター類	20	年6回	ステーション方式(コンテナ)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
埋立ごみ	150	年6回	ステーション方式(丈夫な袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
古紙類	400	月1回	ステーション方式
	400	必要のつど	町内会等の登録団体が収集、 民間業者へ運搬
	170	必要のつど	戸別収集又は自己搬入
計	14,530		

イ 収集運搬する事業系ごみの量、収集回数及び方式

区 分	搬入量 (t)	収集回数	収 集 方 式
燃やせるごみ	5,270	週1回以上	許可業者による事業所別収集 方式(市指定袋)
		必要のつど	自己搬入
資源ごみ	330	2週1回以上	許可業者による事業所別収集 方式(市指定袋)
		必要のつど	自己搬入
ビン	110	2週1回以上	許可業者による事業所別収集 方式(コンテナ等)
		必要のつど	自己搬入

ペットボトル	50	2週1回以上	許可業者による事業所別収集方式（市指定袋）
		必要のつど	自己搬入
水銀含有ごみ 粗大ごみ	890	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入
スプレー缶・ ライター類	10	必要のつど	
埋立ごみ	50	必要のつど	
古紙類	80	必要のつど	自己搬入
魚腸骨	280	週5~6回	許可事業者による事業所別収集方式
計	7,070		

ウ 収集運搬するし尿の量、収集回数及び方式

区 分		収集量 (kl)	収集回数	収 集 方 式
し 尿	生し尿	2,140	必要のつど	戸別収集
	浄化槽汚泥	11,410		

エ 収集しないごみ及び処理方法

品 目	処 理 方 法
家電リサイクル法対象品 (ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機)	販売店に依頼する。 郵便局で料金を支払い後、指定引取場所へ自ら又は許可業者により運搬する。
パーソナルコンピュータ (その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)	製造メーカーに申し込む。
危険物 (プロパンガスボンベ、薬品、揮発油等)	販売店に依頼する。
消火器	特定窓口 (販売店) へ持ち込む。
医療系廃棄物 (注射針及び注射器)	通院中の病院等へ返却する。
自動車タイヤ及びバッテリー	販売店、ガソリンスタンド等に依頼する。
オートバイ、農機具等	販売店、自動車解体業者等に依頼する。

家電リサイクル法対象品は、排出者が、購入した小売業者若しくは買い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼し、自ら製造メーカー指定引取場所へ搬入し、又は市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼し、資源化を図るものとする。また、オートバイ、ピアノ、ガスボンベ、廃油、農薬、注射器などの適正処理困難物は本市の処理施設では処理できないため、購入したところで引き取ってもらうか、専門の処理業者に処分を依頼するように周知する。

家電リサイクル法対象品の指定引取場所

(有)中村総合解体	敦賀市木崎77号3番地の1
-----------	---------------

消火器リサイクルの特定窓口

暁産業(株) 敦賀営業所	敦賀市清水町1丁目15番1号
(株)秋田船具店	敦賀市蓬萊町6番15号
(株)西浦石油店	敦賀市蓬萊町16番20号
(株)創電	敦賀市若葉町3丁目1711番地
大和電建(株) 敦賀支店	敦賀市苅生野80号14番地の20
(株)ほくつう 敦賀営業所	敦賀市中央町2丁目16番22号

オ その他の方法で処理（資源化）するごみ

種類	剪定枝、伐採木等
発生主体	排出者
収集運搬主体	排出者の自己搬入
処理主体	敦賀木炭生産協同組合
処理を行う地域	福井県敦賀市長谷59号谷田3番
処理方法	堆肥化・緑化の資材化・木炭化处理
対象量	400t

(2) 収集運搬業の許可の方針

市内における一般廃棄物の収集運搬業の許可については、現状の体制で適正かつ安定的に収集運搬がなされていると判断されることから現体制を維持するものとする。

なお、新規の業の許可については、市内のごみの処理が適正かつ安定的に実施できるよう、ごみの排出量の状況、リサイクル促進等を考慮して判断する。

敦賀市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（令和8年4月1日現在）

業者名	所在地
敦賀清掃工業 株式会社	敦賀市昭和町2丁目10番12号
公益社団法人 敦賀市シルバー人材センター	敦賀市呉竹町2丁目13番18号
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸 株式会社	石川県金沢市西念3丁目1番9号
株式会社 アトックス	東京都港区芝4丁目11番3号
株式会社 ビイエム・キシモト	敦賀市津内町3丁目8番37号
株式会社 クリンテック	敦賀市木崎2号4番地
常盤工業 株式会社	東京都千代田区九段北4丁目2番38号
若山建設 株式会社	敦賀市中73号8番
株式会社 アイシー物流	福井市寺前町第18号12番地
特定非営利活動法人 コスモスの会	敦賀市昭和町2丁目20番27号
株式会社 矢部商店	福井市南江守町第2号61番地1
株式会社 LABwel（就労継続支援A型事業所）	敦賀市公文名54号10番地の1
敦賀環境整備 株式会社	敦賀市昭和町2丁目10番12号
二州工業 有限会社	敦賀市昭和町1丁目3番10号

(3) 中間処理計画

ア 焼却施設の概要

処理主体	敦賀市
施設名	敦賀市清掃センター
所在地	敦賀市櫛川88号1番2
炉形式	准連続流動床式焼却炉
処理能力	100t/日 (50t/16h×2炉)
年間稼働日数	300日
年間処理量	25,920t

イ 資源化・減容化施設の概要

処理主体	敦賀市	
施設名	敦賀市清掃センター	
所在地	敦賀市櫛川88号1番2	
施設の名称	資源ごみ選別設備	粗大ごみ処理設備
処理方法	手選別、磁選別	破碎
処理能力	20t/5h	10t/5h
年間稼働日数	250日	250日
年間処理量	1,340t	2,980t
施設の名称	水銀含有ごみ処理設備	プラスチック減容設備
処理方法	ドラム缶詰	減容化
処理能力	1,000本/h	0.5t/h
年間稼働日数	100日	250日
年間処理量	35t	180t
施設の名称	ペットボトル圧縮設備	
処理方法	圧縮減容	
処理能力	0.3t/h	
年間稼働日数	240日	
年間処理量	200t	

ウ し尿処理施設の概要

処理主体	敦賀市
施設名	敦賀市衛生処理場 (クリーンピア)
所在地	敦賀市昭和町1丁目4番19号
処理方式	夾雑物除去・希釈 → 下水道放流
処理能力	70kl/日
年間稼働日数	245日
年間処理量	15,070kl

(4) 最終処分計画

処理主体	敦賀市
施設名	金山最終処分場
所在地	敦賀市金山99号3番1
埋立物	不燃性廃棄物・燃えがら
埋立面積	4,860m ²
埋立容量	36,000m ³
残余年数	約12年(令和7年10月供用開始)

6 ごみ処理事業の変遷

(1) ごみ処理事業の変遷

時 期	事業内容	備 考
平成 4 年 3 月	清掃センター供用開始 (櫛川最終処分場は 3 年 12 月から)	ごみの分別：5 分別 ①燃やせるごみ、②資源ごみ、③粗大ごみ、④埋立ごみ、⑤水銀含有ごみ
平成 4 年 6 月	敦賀市ごみ分別減量等対策協議会設置	
平成 5 年 4 月	資源回収奨励補助金交付単価改定 (古紙の集団回収)	5 円/kg から 7 円/kg へ
平成 8 年 4 月	粗大ごみのステーション収集廃止	ごみの分別：6 分別 ①燃やせるごみ、②資源ごみ、③小型複合ごみ、④埋立ごみ、⑤水銀含有ごみ ⑥粗大ごみ
平成 8 年 6 月	指定ごみ袋制度完全実施	
平成 9 年 4 月	生ごみ処理容器購入補助金交付限度額改定	
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法施行	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等
平成 13 年 6 月	焼却施設のダイオキシン削減対策工事着手	14 年 11 月までの 2 ヶ年工事
平成 14 年 6 月	3 8 町内の古紙ステーション収集開始	ごみの分別：7 分別
平成 14 年 9 月	祝日のステーションごみ収集開始	
平成 15 年 4 月	ペットボトル分別収集開始	ごみの分別：8 分別
平成 15 年 11 月	ごみステーション鳥害等防止対策補助金改正	1 ヶ所当たり補助率 1/2 上限 30,000 円
平成 16 年 4 月	日曜、祝日における清掃センター持込みごみの受入開始	第 3 日曜日を除く
平成 16 年 4 月	生ごみ処理容器購入補助金改定	補助率 1/3 限度額 20,000 円
平成 19 年 3 月	敦賀市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定	目標年次 22 年度
平成 19 年 4 月	赤崎最終処分場埋立開始	櫛川最終処分場埋立終了(19 年 3 月 31 日)
平成 19 年 10 月	レジ袋の無料配布の廃止を三者協定により開始	三者：福井県民生活協同組合(ハーツつるが)、敦賀市消費者連絡協議会、敦賀市
平成 21 年 3 月	レジ袋の有料化を量販店等と協定により開始	各事業者、つるが男女共同参画ネットワーク、敦賀市
平成 21 年 4 月	ガラスビンのコンテナ収集開始	全市月 1 回(白、その他 2 色) ごみの分別：9 分別
	古紙の全ステーション収集開始	全市月 1 回
平成 22 年 4 月	使用済み小型廃家電のリサイクル事業開始	小型複合ごみからのピックアップ方式
平成 23 年 2 月	施設延命化計画策定	
平成 24 年 3 月	敦賀市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定	目標年次 27 年度
平成 24 年 4 月	資源回収奨励補助金交付単価改定 (古紙の集団回収)	7 円/kg から 5 円/kg へ
平成 27 年 3 月	生ごみ処理容器購入補助金交付制度廃止	申請件数減少のため(平成 26 年度 1 件)
平成 28 年 3 月	施設延命化工事完了	平成 23~27 年度
平成 28 年 3 月	櫛川最終処分場廃止に係る県知事確認完了	
令和 7 年 10 月	金山最終処分場埋立開始	赤崎最終処分場埋立終了 (令和 8 年 1 月 12 日)